

交対協 第 19-3 号  
令和 5 年 4 月 10 日

大阪府交通対策協議会関係機関・団体の長 各位

大阪府交通対策協議会会長  
大阪府知事 吉村 洋文

「交通死亡事故多発警報」の発令について（通知）

日頃から、大阪府交通対策協議会の運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。  
さて、大阪府における交通死亡事故発生状況が

3月31日（金）から4月9日（日）までの10日間で9件（死者数9人）  
という極めて憂慮すべき事態となっています。

そこで、府民に対し注意喚起するとともに、続発する交通死亡事故の発生に歯止めをかけるため、別添1のとおり、「交通死亡事故多発警報」を発令し、別添2のとおり、緊急的な対策を実施することとしました。

つきましては、貴職におかれましても、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、各種交通死亡事故抑止対策を推進していただきますよう、よろしく申し上げます。

連絡先	大阪府交通対策協議会事務局
担当	大阪府都市整備部交通戦略室 交通計画課安全対策グループ 吉田
電話	06-6944-9290（直通）
FAX	06-4397-3714
E-mail	YoshidaYuko@mbox.pref.osaka.lg.jp

別添 1

交 通 死 亡 事 故 多 発 警 報

大阪府交通対策協議会では、自治体及び関係各機関・団体の協力のもと、交通死亡事故防止のため各種交通安全施策を推進しているところであるが、残念ながら

3月31日（金曜日）から4月9日（日曜日）までの10日間で

交通死亡事故が9件（死者数9人）発生

という極めて厳しい状況にある。

よって、この情勢を広く府民に訴え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通死亡事故の発生に歯止めをかけるため、ここに、大阪府全域に「交通死亡事故多発警報」を発令する。

令和5年4月10日

大阪府交通対策協議会会長  
大阪府知事 吉村 洋文

## 別添 2

### 緊急対策推進要領

大阪府交通対策協議会

#### 1 警報発令期間

令和5年4月10日（月曜日）から4月19日（水曜日）までの10日間

#### 2 交通死亡事故の状況

- 令和5年3月31日から4月9日までの10日間で9件（死者数9人）発生
- 9件中5件が幹線道路で発生

#### 3 推進重点

- (1) 通勤、通学時間帯における交差点活動の強化
- (2) 主要幹線道路を重点とした警察車両による警戒の実施
- (3) あらゆる広報媒体による効果的な広報啓発活動の推進

#### 4 推進上の留意点

- 警察署、交通関係機関と緊密な連携を図り、管轄区内の交通事故発生実態を的確に把握し、真に効果の上がる広報啓発に配意
- あらゆる広報媒体（ホームページ、メールマガジン、スポット放送、広報車、チラシ配布、広報誌及び懸垂幕等による広報及び電光掲示板の活用等）を利用した広報啓発の展開
- 街頭活動時等、あらゆる機会を通じた広報啓発の展開

## 「交通死亡事故多発警報発令」

大阪府警察からのお知らせです。

現在、大阪府内に、「交通死亡事故多発警報」が発令されています。

ドライバーの皆さん。

速度を控え、わき見せず、周りをよく見て運転しましょう。

特に交差点では横断する歩行者・自転車や対向車線を直進してくる二輪車に気を付けてください。

ライダーの皆さん。

速度を控え、すり抜けや無理な追い越しはやめましょう。

交差点では、対向車線から右折しようとする自動車の動きに十分注意してください。

歩行者・自転車の皆さん。

信号は必ず守ってください。

道路を横断する前は必ず安全を確認し、横断中も車などが来ないか確認しましょう。

大阪府警察からのお知らせでした。